

「国民投票のテレビ CM について公平なルールを求める超党派の議員連盟」規約

- 第一条（名称） 本会は「国民投票のテレビ CM について公平なルールを求める超党派の議員連盟」（略称「国民投票テレビ CM 議連」）と称する。
- 第二条（目的） 本会は、憲法改正の国民投票が発議された場合、様々な意見を持つ各党派・団体のテレビ CM などでの意見表明機会が、資金力により著しい格差が生じないように、民放や NHK に対して公平公正な放送を実施するための自主的ルールの策定を働きかけることを目的とする。
- 第三条（事業） 本会は、前条の目的を達成するため、調査活動、放送事業者や民間グループとの意見交換や懇談会、広報活動その他の必要な活動を行う。
- 第四条（会員） 本会は、その趣旨に賛同する衆参両院の全ての国会議員をもって構成する。
- 第五条（総会） 本会は、全会員を構成員とし、本会の最高意思決定機関とする。
- 第六条（役員） 本会には、会長、副会長、事務局長、事務局次長、その他必要な役員を置くことができる。
- 第七条（運営） 本会の運営は、総会及び役員会の議によって行う。会議は、必要に応じて会長が召集する。
- 第八条（会計） 本会の運営に係る経費は、会費、その他の収入によって賄う。会費は月額 200 円とし、議員歳費より徴収する。
- 第九条（事務局） 本会の事務局は、千代田区永田町の議員会館内に置く。
- 第十条（規約改正） 本会の規約は、役員会において改正することができる。その場合総会において承認を得ることとする。
- 第十一条（その他） その他、本会の運営に必要な事項は別途定める。
- 付則 本規約は 2018 年 9 月 1 日より実施する。